# 長崎県介護ロボット・ICT普及促進事業補助金

# 募集要項

○応募受付期間 令和5年3月30日(木)

~ 令和5年6月14日(水)17時迄

○応募書類の提出先 長崎県福祉保健部 長寿社会課

介護人材確保推進班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095(895)2440/FAX 095(895)2576

○応募書類の提出方法 郵送

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、 ご利用ください。(長崎県 福祉保健部 長寿社会課ホームページ)

https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604240.html

# 長崎県福祉保健部 長寿社会課

#### 事業の目的

働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、介護事業所における業務効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減、介護サービスの質の向上に効果的な介護ロボット・ICTの導入を促進します。

#### 2. 補助対象者

次の(I)から(3)までの要件を全て満たす長崎県内の介護事業所が補助対象者です。 なお、複数の介護事業所を運営する法人については、各事業所の事業計画書を法人で取 りまとめてから提出してください。

- (1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所であること。
- (2) 県や他事業所から要請があれば、見学等を受け入れ、導入事例を県のホームペー ジ等で公表することに同意できる事業所。
- (3) 導入する介護ロボット・I C T を活用する職員に対する研修を開催するため、「介護ロボット・ICT 等活用人材育成事業補助金」の交付申請を提出している事業所。 ※本事業計画の提出以前に交付申請を提出する必要があり、「介護ロボット・ICT 等活用人材育成事業補助金」の交付申請が提出されていない場合には、本事業計画を受領できません(同時提出可)。

#### 3. 補助率及び補助上限額

	介護ロボット (見守り支援)	4分の3
補助率	ICT	
	介護ロボット (見守り支援以外) 2分の I	
補助上限額	Ⅰ事業所あたり 300 万円	

※千円未満の端数は切捨

### 4. 事業実施期間

補助内示後から令和6年 | 月3|日(水)まで

※上記の期間中に、介護ロボット・ICT の導入から導入業者への支払までを完了する必要があります。

# 5. 補助対象経費

# <介護ロボット>

<介護ロホット>				
補助対象	① 移乗支援(装着型・非装着型)、②移動支援、③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援 のいずれかで使用され、介護従事者の負担軽減効果がある介護 ロボット 次のいずれかの要件を満たす介護ロボット ・ロボット技術(①センサー等により外界や自己の状況を認識 し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット)を活用し、従来の機器ができなかった優位性を発揮するもの ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」 (平成 25 年度~平成 29 年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成 30 年度~令和2年度)、「ロボット介護 機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度~)において 採択されたもの(「重点分野6分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。)			
	販売価格が公表され、一般に	c購入できる状態の介護ロボット 		
	①移乗支援、⑤入浴支援	Ⅰ機器あたりの上限 100 万円		
介護ロボット補助額	上記以外	1機器あたりの上限 30 万円		
	※複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットは、最低限 の機能を有するまとまりをもって   機器とする			
見守り機器導入に伴う 通信環境整備	・Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) ※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。 ※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経			

費は補助対象外とする。
介護ロボット補助額と合わせた上限額:300 万円

< I C T >	
	記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携を含む。)、請求業務
	を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフト、又は、複数の
	介護ソフトを連携させることや、既に導入済みの介護ソフトに新たに
	業務機能を追加すること等により一気通貫となるもの
	※既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタ
	ブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトウェアを導入
	することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入す
	る際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務に
	のみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別す
	るため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール
	等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)
	※独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY
	ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣
	言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合に
   補助対象	は、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加え
111111111111111111111111111111111111111	て、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じる
	こと。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情
	報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版」(令和4
	年3月)を参考にすること
	※本事業によりICTを導入した事業所においては、科学的介護情
	報システム(LIFE)による情報収集に協力すること
	対象経費は次のアから工までとする
	ア 上記の要件を満たすソフトウェア(標準仕様や LIFE 対応のた
	めの改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外)
	イータブレット端末・スマートフォン等ハードウェア
	ウ ネットワーク機器の購入・設置(Wi-Fi 環境を整備するために
	必要な機器の購入・設置のための費用)
	エクラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、
	セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に
	応じた場合の経費等
	事業所規模に応じて上限設定 職員   人~10人 50万円
補助上限額	職員   1 人~20 人 80 万円
	職員 21 人~30 人 100 万円

# 6. 補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

- - (2)他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

職員 31 人~

130 万円

- (3)補助金の事業実施期間内に当該介護ロボット・ICTの納品や支払いが完了しないもの
- (4)補助金の事業実施期間以降の購入、リース又はレンタルに要する費用
- (5)保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して 発生する費用のうち当該翌年度以降相当分
- (6)介護ロボット・ICTのメンテンナンスに要する費用
- (7) インターネット回線使用料等の通信費
- (8) 保険料
- (9)事業所等において、専らその位置を変更せず使用するパソコン及びプリンター の購入、リース又はレンタルに要する費用
- (10) その他当該事業として適当と認められない費用

#### 7. 事業計画の提出について

本補助金の活用を希望する場合は、以下の書類を以下の期限までに長崎県長寿社会課介護人材確保推進班へ郵送にて提出(必着)してください。

なお、提出後は、提出書類の差替えは原則受け付けませんのでご注意ください。

#### <事業計画提出期限>

令和5年6月14日(水)17時締切

※封筒余白に「介護ロボット等事業計画」と朱書きしてください。

#### <提出書類>

- (1)経費所要額調(様式第1-1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 導入する介護ロボット・ICTのカタログ等、機器の名称・機能がわかる書類、及び、通信環境整備の内容がわかる書類(図面等)
- (4) I C T 導入の場合は、勤務形態一覧表(参考様式 I)(常勤換算の人数を記入したもの)
- (5) 見積書の写し
- (6) その他参考となる書類

#### <提出部数>

丨部

- ※ 書類は原則としてA4サイズで統一し、左上 | 箇所でクリップ留めしてください。 (ホッチキス留めは不可)
- ※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

#### 8. 様式のダウンロードについて

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な様式等もダウンロードできますのでご参照ください。

◆県 HP トップ>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護人材確保の取組の情報>介護ロボット・ICT 普及促進事業>介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金

URL: https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604240.html

長崎県 介護ロボット 補助金 新規募集

検索

## 9. 審査について

提出された事業計画は、外部の専門家等で構成する審査会において、以下の項目に基づき審査を行います。(審査項目を必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たす事業所等を優先的に採択します。)

なお、審査結果は、令和5年8月中に文書で通知する予定です。

※通知時期は予定であり、変更となる可能性があります。

#### <審查項目>

審査項目	主な評価内容
(1)事業計画の採	①R2 年度以降に、本県の介護ロボット・ICT に関する補助金の
択実績の有無	交付を受けていない事業所であるか。
(2)長崎県介護事業	②令和4年度までにNはーと(長崎うれしかハート介護事業所)
所認証評価	の認証を受けた事業所か。
(3)事業の体制	①入所系施設のうち、以下の介護サービス種別に該当するか。
	◆認知症対応型共同生活介護
	◆(看護)小規模多機能型居宅介護
	◆特定施設入居者生活介護
	②介護ロボット・ICT の活用を進めるための体制が整備されて
	いるか。
	③導入前後で実施する研修が効果的か。
	※研修の開催は必須
(4)事業の効果	①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となってい
	るか。
	②効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業
	計画となっているか。
(5)導入機器の	①見守り機器又は ICT を導入する計画か。
有効性	②機器を効果的に活用する計画か。
	<機器ごとの評価方法>
	※複数の機種がある場合には、最も事業費が大きなものに

	ついて評価を行う
	▶見守り支援:巡回業務にかかる時間を減らす計画を評価
	▶移乗支援・移動支援・入浴支援:
	介助者の人数を減らす計画を評価
•	▶排泄支援:利用者との接触時間を減らす計画を評価
•	コミュニケーション:
	レクレーションの従事人数を減らす計画を評価
•	▶介護業務支援:
	介護業務に伴う情報を効率的に収集・共有し、ケアの質
	向上を図る計画を評価
	▶ICT:記録時間を減らす計画を評価
③介	護ロボットや ICT の更新・追加ではなく、新規に機器を導
入	する計画か。

# <評価にあたっての視点・考え方>

評価内容	視点・考え方
(1) ①	R2 年度以降の本県の介護ロボット・ICT に関する補助金とは、以下の補
	助金を指します。
	◆令和2年度長崎県介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金
	◆感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金
(3) ①	特に、入所系施設のうち介護ロボット・ICTの導入が進んでいない、規模
	が比較的小さい介護サービス事業所での導入促進を図ってまいります。
(3) ②	事業所内で、介護ロボット・ICT の活用を進めるための担当者を選任し、
	活用や効果の検証を行う検討会(既存の会議の活用でも可)を実施予定か
	確認します。
(3) ③	業務において支障なく介護ロボット・ICT 機器を効果的に活用できるよう
	な研修を開催するか確認します (「 <b>介護ロボット・ICT 等活用人材育成事業</b>
	補助金」を活用した研修の開催が必要)。
(4) ①	「夜勤者の精神的な負担が大きい」「利用者との接触機会が多く、感染リス
	クがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り
	支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要してい
	る」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICT を
	導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果
	的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。
(4) ②	見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室

	回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。
	しかしながら、施設利用者の安全確保上望ましくない目標(「夜間の定期訪
	室回数ゼロ」など)や機器の性能上達成不可能な目標(介助人数の減少が
	想定できない機器での「介助人数2人→Ⅰ人」など)等は評価しません。
(5) ①	職員の業務負担軽減に効果の高いと考える「見守り支援機器」及び「ICT」
	の導入を特に高く評価します。
(5) ②	機器ごとの評価方法に基づいて、業務負担軽減に効果が高い活用方法であ
	り、機器を効果的に活用する計画を高く評価します。

#### 10. 内示後の手続きについて

#### <手続きの流れ>

申請者	長崎県
(   ) 事業計画書提出	(2)審査
(4)交付申請	(3) 内示
事業が完了後 (6)実績報告	(5)交付決定
_	(7)検査(原則、書面のみ)
(9)請求書の提出	(8) 交付額の確定
消費税に係る仕入れ控除税額が確定後 (II)消費税に係る仕入控除税額報告書提出	(10) 補助金の交付
導入年度の翌年度 10 月末までに (12) 導入効果報告書提出	_

- ■内示を受けた後、事業実施が可能となります。
- ■原則として、内示を受けた機器やその台数は変更できません。
- ■発注に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要があります。
- ■内示通知に記載した期日までに、補助金交付申請書を提出する必要があります。 (見積書や機器のカタログ等の添付書類も再度ご提出ください。)
- ■事業の完了した日から30日を経過した日又は、令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。(期限内に提出がない場合、補助金のお支払いができません。)
- ■県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。
- ■事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定 した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があります。
- ■機器の導入から6カ月経過後、令和6年 10月31日(火)までに導入効果報告書を 提出する必要があります。

# <必要書類一覧>

様式番号	様式名	交付 申請	実績 報告	補助金請求	その他	備考	
実施要綱様式 第 1 号	交付申請書	•					
実施要綱様式 第 I-2 号	変更交付申請書				Δ	Δ	該当がある場合のみ
実施要綱様式 第3号	実績報告書		•				(事業完了後)
実施要綱様式 第4号	消費税額及び地方消費税 額の額の確定に伴う報告 書				•	•	(各事業者にお ける消費税等 に係る仕入れ 控除税額確定 後)
実施要綱様式 第5号	暴力団排除に係る誓約書	•					
第  -  号	経費所要額調	•					
第 1-2 号	経費所要額調(変更)				Δ	Δ	該当がある場合のみ
第1-3号	経費精算額調		•				
第2号	事業計画書	•					
第3号	収支予算書	•					
第4号	変更計画書				Δ	Δ	該当がある場合のみ
第5号	変更収支予算書				Δ	Δ	該当がある場合のみ
第6号	事業実施結果報告書		•				(事業完了後)
第7号	収支精算書		•				(事業完了後)
第8号	介護ロボット・ICT 導入効 果報告書				•	•	導入年度の翌 年度の10月末 日までに提出
長崎県補助金等 交付規則様式 第3号	交付請求書			•			(交付額確定後)
参考様式	勤務形態一覧表 (常勤換算の人数を記載し たもの)	Δ				Δ	ICT 導入の場 合のみ
参考資料	見積書の写し	•	•				(実績報告時 は、契約書の写

					しでも可)
	導入する介護ロボット・				
参考資料	ICT のカタログ、Wi-Fi エ	•			
	事の内容がわかる書類等				
	補助事業に係る支払いが				
参考資料	確認できる書類(領収書		•		
	等)の写し				
	導入した介護ロボット等、				
参考資料	Wi-Fi 工事の内容がわか		•		
	る写真				

□ よくあるお問い合わせ介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金に関してよくあるお問い合わせを紹介します。

77.65 口人	トプト・ICI 百次促進争未開助	金に関してよくめるお向い合わせを紹介します。
	お問い合わせ内容	回答
(1)	介護ロボットの補助額には、	本補助金は、導入経費の消費税及び地方消費税
	消費税及び地方消費税は含	額を含めた金額が補助額となります。
	まれるか?	
(2)	どのような機器を導入すれ	機器の選定に当たっては、「九州介護ロボット
	ばよいか分からない。	開発・実証・普及促進センター」に相談できま
		すので、ぜひご利用ください。
		九州 介護ロボット 相談 検索
(3)	どのように機器の導入を進	長崎県で、実際の導入事例を基に作成した「介
	めればよいか分からない。	護ロボット・ICT 導入プロセス・効果検証マニ
		ュアル」を作成し、ホームページに掲載してお
		りますので、ご参照ください。
		長崎県 介護ロボット 導入 検討 検索
		また、機器の導入の進め方についても、(2)
		に掲載の「九州介護ロボット開発・実証・普
		<u>及促進センター</u> 」に相談できますので、ぜひ
		ご利用ください。
(4)	この機器 (特定の介護ロボッ	特定の機器が補助の対象に含まれるかどうか
	ト・ICT)は、補助の対象と	といった回答は行っておりません。
	なるか?	事業計画の審査では、機種だけでなく、機器の
		活用方法を踏まえて審査をしております。
		(審査内容については、9.審査についてをご参照
		ください。)

(5)	これから介護事業所を開設	補助対象の事業所は、介護保険法に基づく指定
	しようとしているが、開設予	又は許可を受けている介護事業所となってい
	定の事業所であっても補助	大は計りと文がしいるが設事来がとなりしい。
	金の申請は可能か?	4 9 0   ( 2 . 補助対象者 (   ) をご参照ください。)
(6)	申請前に事業計画の記載内	事業計画は、提出後に審査するため、事前確認
(0)	容を確認してもらえない	ず来可回は、近山板に街直りるため、ずり唯心しは行っておりません。
	か?	また、事業計画の差替えは、原則できませんの
	<i>v</i> :	で、各事業所でしっかりとご検討ください。
		なお、提出いただいた事業計画書のみで審査す
		るため、記載誤り等がないか、意図等を伝えて
		いるかなどを、提出前にご確認ください。
(7)	  法人内の複数の事業所で介	事業計画は、事業所ごとに作成していただく必
	護ロボット・ICT の導入を検	要があります。ただ、提出の際には、法人内で
	討しているが、事業計画を提	各事業計画をとりまとめ、計画ごとにクリップ
	出する場合、1つの事業計画	留めしてからご提出ください。
	で複数事業所分の申請を行	
	うことは可能か?	
(8)	「介護ロボット・ICT 等活用	導入する介護ロボットや ICT を効果的に活用
	人材育成事業補助金」を申請	できる事業計画を採択するため、「介護ロボッ
	しないと、事業計画を受け付	ト・ICT等活用人材育成事業補助金」を活用し
	けないのか?	た研修を実施することを要件としており、申請
		がないと、本事業計画を受理できません。
(9)	複数の事業計画を提出する	事業計画ごとに見積書の添付が必要なため、見
	場合、添付する見積書は、全	積書は事業所ごとに作成してもらってくださ
	事業所の機器を   つの見積	\\\\_\\\\_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	書にまとめてよいか?	
(10)	導入業者から聴取した見積	原則として、補助対象経費のみを見積書に記載
	書に補助対象外の経費が計	するよう、導入業者と調整してください。
	上されているが、そのまま提	
( , , )	出してよいか?	
(11)	事業計画書に記載するサー	介護保険法により介護サービス事業者又は介
	ビス種別は略称でよいか?	護保険施設として指定又は許可を受けた書類
		どおりにご記入ください。
		例)○ 認知症対応型共同生活介護
(10)	ICT ナ消しナフまサンエキ	× グループホーム
(12)	ICT を導入する事業計画書	常勤換算の職員数には、業務において ICT を
	に記載する常勤換算の職員	活用予定の職員について算出してください。 
	数には、清掃や調理の職員ま	

	で含めて算出するのか?	
(13)	様式 1-2 の担当者は、複数	当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人に
	名記載してよいか?	ご対応いただきたいので、  名のみご記入くだ
		さい。
(14)	内示を受けた後の交付申請	省略することはできません。
	時に、見積書の内容に変更が	なお、見積書だけでなく、機器のカタログ等の
	ない場合には、見積書の提出	添付書類も省略せずにご提出ください。
	を省略してよいか?	
(15)	事業完了後 30 日以内に実績	事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者
	報告とあるが、事業完了日	への支払を完了した日(領収日)となります。
	は、機器の導入日と捉えてよ	
	いか?	
(16)	免税事業者であるが、消費税	課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告す
	に係る仕入控除税額報告書	る必要があります。
	を提出する必要があるの	
	か?	

#### <参考>

介護ロボットや ICT の導入・活用に参考となる情報を、県ホームページ『<u>介護ロボット・ICT の導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ</u>』に掲載しています。

長崎県 介護ロボット 導入 検討

検索

◆県 HP ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 介護人材 確保の取組の情報 > 介護ロボット・ICT 普及促進事業 > 介護ロボット・ICT の導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ

### 【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

TEL: 095-895-2440 FAX:095-895-2576

E-mail: kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp